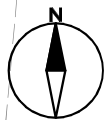


令和7年度								工 事 仕 様 書							
工 事 名		市道9-2277号線舗装復旧工事													
工 事 場 所		春日部市立野地内													
路 河 川 名 称															
事 業 名															
工 事 大 要		舗装工 A=1290㎡ 市道一般路線 A=1290㎡													

案内図



新田

工事箇所

新田

国道4号バイパス

市道9-2277号線舗装復旧工事
春日部市立野地内

工事
山端

変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正		1.00	機械経費(賃料)補正		1.00
単価適用年月		(R0707) 令和07年07月					
工 期	当 初	自		至	令和 7年 12月 19日		
		日 数					
	変 更			至			
経費適用年月		令和07年07月					
主たる工種		舗装工事					
施 工 地 域		一般交通影響有り (2) -1					
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分		採用しない					

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
道路新設・改築						式			
				1					
― 舗装						式			
				1					
― 舗装撤去工						式			
				1					
― 舗装取壊し工						式			
				1					
― アスファルト舗装取壊し工						式			第1号一位代価表
				1					
― 舗装工						式			
				1					
― 舗装準備工						式			
				1					
― 不陸整正 t=2cm						m2			第2号一位代価表
				1, 290					
― アスファルト舗装工						式			
				1					
― 表層5cm						m2			第3号一位代価表
				1, 290					
― 【交通誘導警備員】						式			
				1					

本 工 事 費 内 訳 書								
工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— —	【交通誘導警備員】				式			
				1				
— — —	【交通誘導警備員】				式			
				1				
— — — —	交通誘導警備員 B				人日			第4号一位代価表
—	直接工事費				式			
				1				
— —	共通仮設費計				式			
				1				
— — —	共通仮設費（率分）				式			
				1				
—	純工事費				式			
				1				
— —	現場管理費				式			
				1				
—	工事原価計				式			
				1				
— —	一般管理費等				式			
				1				
工事価格					式			
				1				

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
消費税相当額						式			
				1					
工事費合計						式			
				1					

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

経 費 根 拠 書		
項 目	内 訳	率 / 金額
◆経費計算情報		
経費適用年月	令和07年07月	
主たる工種	舗装工事	
施工地域	一般交通影響有り (2) -1	
現場環境改善費計上区分	積上げ計上	
除雪工事補正	補正なし	
前払金支出割合	35%を超え40%以下	
契約保証の方法	金銭的保証	
工場管理・間接労務	計上しない	
間接工事費率補正（任意乗算補正）		
共通仮設費率補正	1.00	
現場管理費率補正	1.00	

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
As舗装版切断 15cm以下 アスファルト舗装版, 15cm以下, 全ての費用	25	m			第1号施工P
アスファルト切断濁水処分費 中間処理後, 最終処分場に搬入 [焼却 又は溶融含まず]	0.03	m3			
アスファルト切断濁水運搬費 積載量2t 運搬距離 15kmまで		台			
直接掘削積込 舗装版のみの打換え, 40cm以下, 有	1,290	m2			第1号施工表
殻運搬 舗装版破碎, 機械(騒音対策不 要、厚15cm以下), 有り, 19.5km以 下, 全ての費用	64	m3			第2号施工P
廃材持込料 区分 越谷県土整備事務所 適用区分 As廃材	150	t			
合 計		式			

第2号一位代価表

不陸整正 t=2cm

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
不陸整正(路床又は路盤の補足材敷均転圧) 1000m2以上, 全層打換え, 無		m2			第3号施工表
	100				
再生粒度調整碎石 RM-40		m3			
	2.54				
合 計		m2			
	(1		当り		

第3号一位代価表

表層5cm

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
表層(車道・路肩部) 3.0m超, mm, mm, 50 mm, 再生密粒度ア スコン(13), プライムコート PK-3, 全ての費 用		m2			第3号施工P
	100				
合 計		m2			
	(1		当り		

第4号一位代価表

交通誘導警備員B

100.000 人日 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員B		人			
合 計		人日			
	(1		当り		

第 0001 号 一位代価表(施工歩掛表) 直接掘削積込

100.00 m2 当り

(WB430610)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
バックホウ運転 舗装版のみの打換え		日			第2号施工表
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

	条件名称	入力名称
J01	打換え区分	舗装版のみの打換え
J02	掘削深さ	40cm以下
J03	すりつけ作業の有無	有

第 0002 号 一位代価表(施工歩掛表) バックホウ運転

1.00 日 当り

(WK430110)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)		人			
軽油		L			
バックホウ(クローラ)[標準] 山積0.45m3(平積0.35m3)		日			
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	日	当り		

条件名称
J01 打換え区分

入力名称
舗装版のみの打換え

第 0003 号 一位代価表(施工歩掛表)

不陸整正(路床又は路盤の補足材敷
均転圧)

100.00 m2 当り

(WB430630)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人			
特殊作業員		人			
普通作業員		人			
小型バックホウ運転 全層打換え		日			第4号施工表
タイヤローラ運転 全層打換え		日			第5号施工表
振動ローラ運転 全層打換え		日			第6号施工表
諸雑費 (率・まるめ)	1	式			
合 計	1	m2	当り		

条件名称
J01 総施工量
J02 打換え区分
J03 すりつけ作業の有無

入力名称
1000m2以上
全層打換え
無

第 0004 号 一位代価表(施工歩掛表) 小型バックホウ運転

1.00 日 当り

(WK430540)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)		人			
軽油		L			
小型バックホウ(クローラ)[標準・超低騒音型] 排出ガス対策型(第3次基準)山積0.09～0.11m ³		供用日			JAC
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	日	当り		

条件名称
J01 打換え区分

入力名称
全層打換え

第 0005 号 一位代価表(施工歩掛表) タイヤローラ運転

1.00 日 当り

(WK430150)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)		人			
軽油		L			
タイヤローラ[普通型] 運転質量8～20t		日			
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	日	当り		

条件名称
J01 打換え区分

入力名称
全層打換え

第 0006 号 一位代価表(施工歩掛表) 振動ローラ運転

1.00 日 当り

(WK430550)

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運転手(特殊)		人			
軽油		L			
振動ローラ(舗装用)[搭乗・コンバインド式] 運転質量3～4t		日			
諸雑費(まるめ)	1.000	式			
合 計	1	日	当り		

条件名称
J01 打換え区分

入力名称
全層打換え

第 0001 号 一位代価表(施工P構成表) 舗装版切断

1 m 当り

(CB430510)

施工P(機15.420%, 労57.130%, 材27.450%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
コンクリートカッタ[バキューム式(超低騒音型)] 湿式 切削深20cm級 ブレード径φ56cm		10.49		K1
特殊作業員		19.6		R1
土木一般世話役		10.55		R2
普通作業員		8.73		R3
コンクリートカッタ (ブレード) 径18インチ		23.29		Z1
ガソリン レギュラー		2.83		Z2
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
舗装版種別
J02 アスファルト舗装版厚
J05 費用の内訳

入力名称
アスファルト舗装版
15cm以下
全ての費用

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 10t積級		44.95		K1
運転手(一般)		38.97		R1
軽油		16.08		Z1
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	殻発生作業	舗装版破碎
J02	積込工法区分	機械(騒音対策不要、厚15cm以下)
J03	DID区間の有無	有り
J08	運搬距離(km)(DID区間有)	19.5km以下
J13	費用の内訳	全ての費用

第 0003 号 一位代価表(施工 P 構成表) 表層(車道・路肩部)

1 m2 当り

(CB410260)

施工P(機 1.350%, 労 9.470%, 材89.180%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]舗装幅2.3～6.0m		0.87		K1
タイヤローラ[普通型] 運転質量8～20t		0.13		K2
ロードローラ[マカダム] 運転質量10～12t		0.13		K3
普通作業員		3.39		R1
運転手(特殊)		1.94		R2
特殊作業員		1.89		R3
土木一般世話役		0.67		R4
再生アスファルト混合物 再生密粒度アスコン(13)		81.56		Z1
アスファルト乳剤 PK-3 プライムコート用		7.06		Z2
軽油		0.47		Z3
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
平均幅員
J04 1層当平均仕上厚 70mm以下
J05 材料
J06 瀝青材料種類

入力名称
3.0m超
50 mm
再生密粒度アスコン(13)
プライムコート PK-3

春日部市

J07

費用の内訳

全ての費用

積 算 条 件 一 覧 表

単価表番号	名 称 / 規 格	単 位	単 価	摘 要
第0001号施工表	直接掘削積込 舗装版のみの打換え, 40cm以下, 有	m2		WB430610
第0002号施工表	バックホウ運転 舗装版のみの打換え	日		WK430110
第0003号施工表	不陸整正(路床又は路盤の補足材敷均転圧) 1000m2以上, 全層打換え, 無	m2		WB430630
第0004号施工表	小型バックホウ運転 全層打換え	日		WK430540
第0005号施工表	タイヤローラ運転 全層打換え	日		WK430150
第0006号施工表	振動ローラ運転 全層打換え	日		WK430550
第0001号施工P	舗装版切断 アスファルト舗装版, 15cm以下, 全ての費用	m		CB430510
第0002号施工P	殻運搬 舗装版破碎, 機械(騒音対策不要、厚15cm以下), 有り, 19.5km以下, 全ての費用	m3		CB227010
第0003号施工P	表層(車道・路肩部) 3.0m超, mm, mm, 50 mm, 再生密粒度アスコン(13), プライムコート PK-3, 全ての費用	m2		CB410260

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、請負者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

市 道 9-2277 号 線 舗 装 復 旧 工 事

数 量 計 算 書

令 和 7 年 度

春日部市上下水道部工務課

舖裝本復旧工事

鋪装本復旧 数量總括表

[illegible]

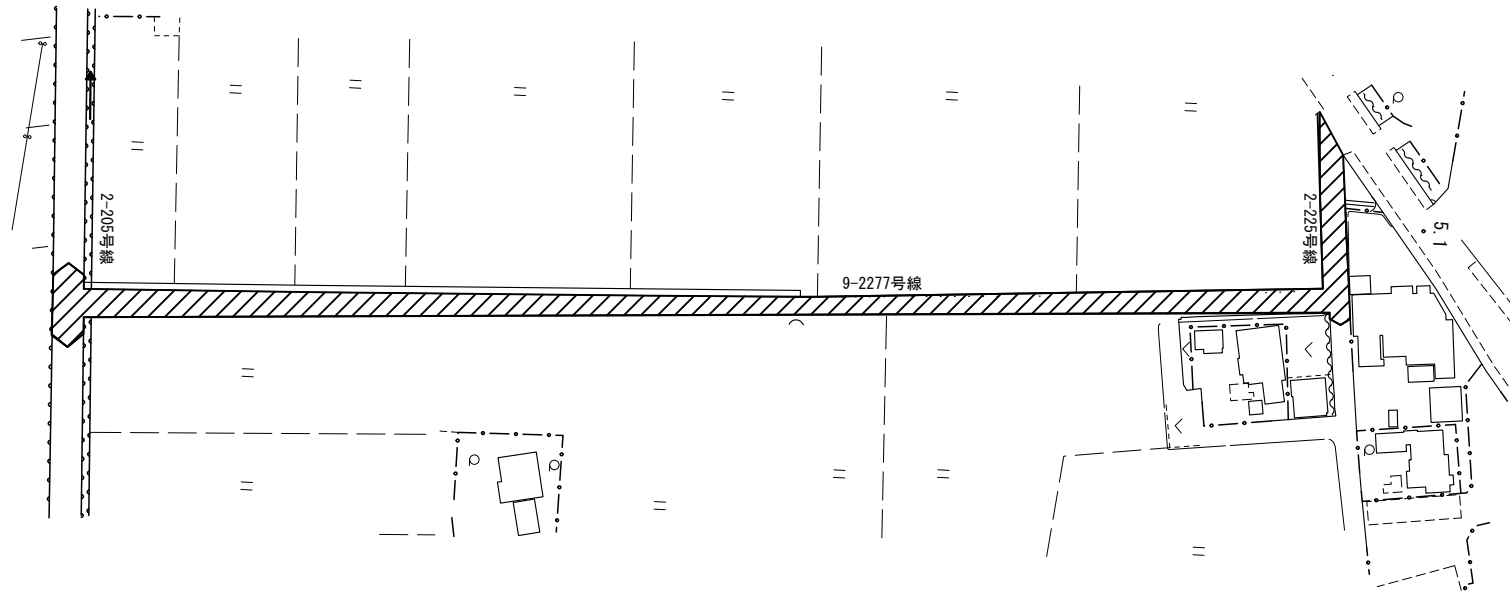
舗装本復旧 数量集計表－1

名 称	種 別	算 式	数 量	単位
舗装切断工	As舗装版 t=15cm以下	一般車道部(9-2277号線、2-205号線、2-225号線) ----- 設計詳細図 舗装面積集計表より =	24.56	m
舗装取壊し工	As舗装版、BH=0.28m ³ t=15cm以下	一般車道部(9-2277号線、2-205号線、2-225号線) ----- =	1,289.66	m ²
不陸整正工	補足材 RM-40 t=2cm 施工幅1.8m以上 振動ローラ	一般車道部(9-2277号線、2-205号線、2-225号線) ----- =	1,289.66	m ²
表層工	再生密粒度As t=5cm 車道 タイヤローラ転圧 PK	一般車道部(9-2277号線、2-205号線、2-225号線) ----- =	1,289.66	m ²
廃材運搬・処分	As塊 10t車	一般車道部本復旧面積×5cm 1289.66 × 0.05 =	64.48	m ²



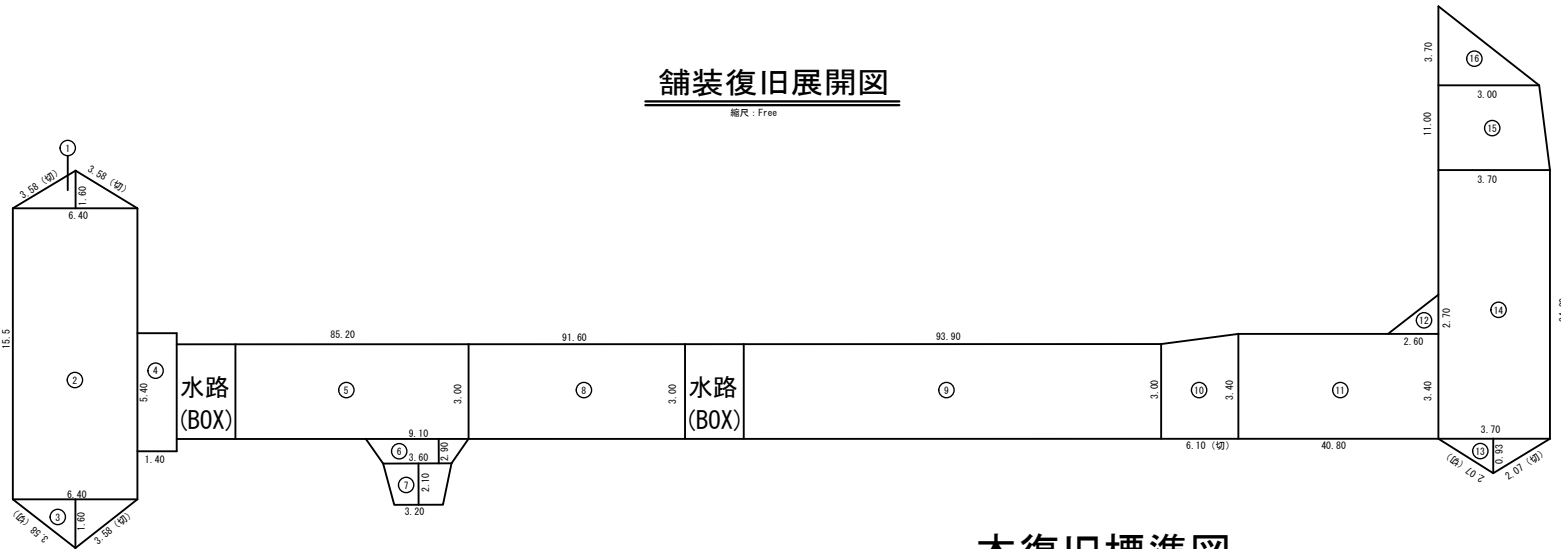
舗装復旧平面図

縮尺：Free



舗装復旧展開図

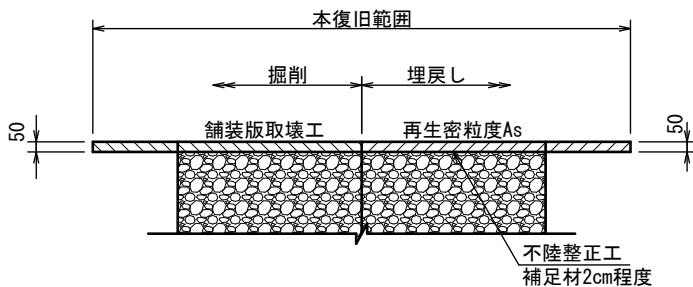
縮尺：Free



本復旧標準図

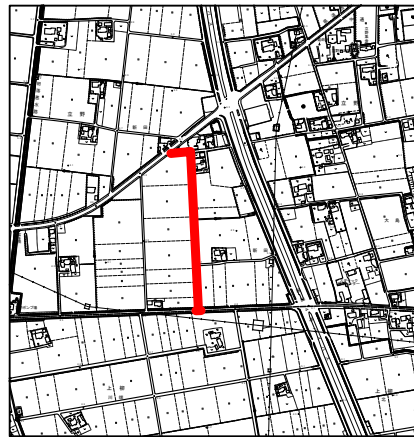
縮尺：S=1:Free

一般市道部



案内図

縮尺：Free



舗装復旧面積計算表

縮尺：FREE

一般市道部

番 号	舗 装 面	積	舗 装 切 断 延 長				
	算 式	面 積	算	式	切 断		
1	(6.40 × 1.60) × 1/2	5.12 m ²	3.58	3.58			7.16 m
2	15.50 × 6.40	99.20 m ²					
3	(6.40 × 1.60) × 1/2	5.12 m ²	3.58	3.58			7.16 m
4	5.40 × 1.40	7.56 m ²					
5	85.20 × 3.00	255.60 m ²					
6	(3.60 + 9.10) × 2.90 × 1/2	18.42 m ²					
7	(3.20 + 3.60) × 2.10 × 1/2	7.14 m ²					
8	91.60 × 3.00	274.80 m ²					
9	93.90 × 3.00	281.70 m ²					
10	(3.00 + 3.40) × 6.10 × 1/2	19.52 m ²	6.10				6.10 m
11	40.80 × 3.40	138.72 m ²					
12	(2.60 × 2.70) × 1/2	3.51 m ²					
13	(3.70 × 0.93) × 1/2	1.72 m ²	2.07	2.07			4.14 m
14	(34.90 × 3.70) × 1/2	129.13 m ²					
15	(3.00 + 3.70) × 11.00 × 1/2	36.85 m ²					
16	(3.70 × 3.00) × 1/2	5.55 m ²					
計		1289.66 m ²					24.56 m

工 事 概 要

舗装工 (t=5cm) A= 1290m²

令和7年度	当初・変更区分	当初	図面サイズ	A1
工 事 名	市道9-2277号線舗装復旧工事			
路 線 名	市道9-2277号線外2路線			
工事箇所	春日部市立野地内			
図 面 名	舗装復旧平面図・舗装復旧展開図			
縮 尺	図 示	図面番号	1 / 1	

春日部市上下水道部 工務課

上水道工事特記仕様書

令和6年度4月より適用

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適 用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 市道9-2277号線舗装復旧工事
- ・工事箇所 春日部市立野地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500 t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200 t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 500m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200 t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託計画を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるものとする。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第4条 建設発生土は、下記に示す受入先を想定しているが別の受入地を選定する場合は、事前に監督員の承諾を得るものとする。なお、搬出に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督員に報告すること。

ア 受入地 (株) 春日部資材 (彩の国改良土プラント)
(春日部市大字下大增新田地内)

イ 土 質 第3種建設発生土

2 受注者は500m³以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、たい積等の規制に関する条例(埼玉県土砂条例)に基づき、土砂排出届書を受理担当機関へ提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

○再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト	越谷アスコン(株)	越谷市増林3939
コンクリート	(株)共同土木	春日部市永沼612-1

※上記は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。ただし、原則として再資源化施設へ搬出すること。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。

3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用【促進】実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第6条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規 格	備 考
再生アスコン	(13)－50、(20)－50	表層及び基層等
再生粒調砕石	40mm以下	路盤材等
再生切込砕石	40mm以下	路盤材等
改良土	20mm以下	埋戻し材
再生砂	細粒分含有率50%未満	埋戻し材

- 2 現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

- 3 改良土は、地盤の掘削等から発生する土砂を、セメント系、石灰系あるいはこれに類する添加剤により改良したもので、次の規定に適合しなければならない。

- (1) 無公害であること。
(2) ゴミ、ガラ、有機物、産業廃棄物等の異物を含まないこと。
(3) 添加剤との発熱反応が終了していること。
(4) 品質は、下記の表の基準値を満たすこと。

なお、基準値は、発熱反応終了後の試料による、品質管理のデータの試験によって求められること。

項 目	基 準 値
最大粒径	20mm以下
C B R	6%以上 ※20%以下

※ C B Rの基準値は、出荷時から30日間さかのぼった品質管理データの試験値の個々の値が6%以上で、それらの平均値が20%以下とする。(※平均値)

- (5) プラントにおける品質管理基準は下記の表のとおりとする。

管 理 項 目	基 準 値
含水比、粒度、設計C B R、コーン指数	1日または1,000m ³ に1回

注 ① この基準は、定置式土質改良プラント製造される埋戻し用改良土に適用する。

- ② 河川、湖沼、下水道等の公共用水域及び地下水に改良土からの溶出水が流入するおそれのある場合には、水質汚濁防止法による排出基準のpHが5.8～8.6と定められているので、この基準に準拠し、覆土を施す等施工上の配慮を行うこ

と。

(6) 建設発生土の受入れと改良土の製造は同一プラントとする。

(法定外の労災保険の付保)

第7条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(情報共有システムの活用)

第8条 「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」第3条第1項に基づき、受発注者協議により、情報共有システムを活用することができる工事である。

実施にあたっては、「春日部市建設工事情報共有システム実施要領」に基づくものとするので予め春日部市のホームページを確認すること。

<https://www.city.kasukabe.lg.jp/soshikikarasagasu/keiyakukensaka/gyomuannai/2/3/29511.html>

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

(趣 旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

(適 用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- ・工事名 市道9-2277号線舗装復旧工事
- ・工事箇所 春日部市立野地内

(濁水の処理)

第3条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。

- ・種類 汚泥（油分を含む汚泥）
- ・中間処理施設 北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目地内、東武商事（株）
- ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は熔融含まず）

2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

(共通事項)

第4条 受注者は、舗装切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「manifesto」という。）により管理するものとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第4条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完成後速やかにmanifestoの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。

3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。